

第1回市議会(予算・議員政治倫理条例)全会一致で可決 活力とあたたかさあふれるまちづくりスタート! 国保改善・教育無償化・地場産業復興へ、問われる行財政改革—財源確保

**通学自転車購入費
徒歩通学者支援**
市内在住のスクールバスを使用しない新7年生(中学生)の保護者に助成金。自転車購入

**0〜2歳の保育料
無償支援化拡充**
0歳児から2歳児クラスのお子さんの保育料を無料に!

**子育てしやすい
住みやすいまちづくりへ**
3月まで県福祉部長としてご活躍、科学技術振興課副参事、県産業戦略部技術振興局長歴任
東日本大震災で土木部で復興事業を担当
茨城大学人文大学卒業

**0〜2歳の保育料
無償支援化拡充**
0歳児から2歳児クラスのお子さんの保育料を無料に!

**0〜2歳の保育料
無償支援化拡充**
0歳児から2歳児クラスのお子さんの保育料を無料に!

**0〜2歳の保育料
無償支援化拡充**
0歳児から2歳児クラスのお子さんの保育料を無料に!

**0〜2歳の保育料
無償支援化拡充**
0歳児から2歳児クラスのお子さんの保育料を無料に!

**0〜2歳の保育料
無償支援化拡充**
0歳児から2歳児クラスのお子さんの保育料を無料に!

**0〜2歳の保育料
無償支援化拡充**
0歳児から2歳児クラスのお子さんの保育料を無料に!

**0〜2歳の保育料
無償支援化拡充**
0歳児から2歳児クラスのお子さんの保育料を無料に!

**0〜2歳の保育料
無償支援化拡充**
0歳児から2歳児クラスのお子さんの保育料を無料に!

**千代田地区にあった
学習、登校支援の「ひ
たちの広場」の分室が
霞ヶ浦地区に設置され
ます。**
霞ヶ浦地区の保護者
や子ども達の要望でした。

**千代田地区にあった
学習、登校支援の「ひ
たちの広場」の分室が
霞ヶ浦地区に設置され
ます。**
霞ヶ浦地区の保護者
や子ども達の要望でした。

**千代田地区にあった
学習、登校支援の「ひ
たちの広場」の分室が
霞ヶ浦地区に設置され
ます。**
霞ヶ浦地区の保護者
や子ども達の要望でした。

**千代田地区にあった
学習、登校支援の「ひ
たちの広場」の分室が
霞ヶ浦地区に設置され
ます。**
霞ヶ浦地区の保護者
や子ども達の要望でした。

**千代田地区にあった
学習、登校支援の「ひ
たちの広場」の分室が
霞ヶ浦地区に設置され
ます。**
霞ヶ浦地区の保護者
や子ども達の要望でした。

**千代田地区にあった
学習、登校支援の「ひ
たちの広場」の分室が
霞ヶ浦地区に設置され
ます。**
霞ヶ浦地区の保護者
や子ども達の要望でした。

**千代田地区にあった
学習、登校支援の「ひ
たちの広場」の分室が
霞ヶ浦地区に設置され
ます。**
霞ヶ浦地区の保護者
や子ども達の要望でした。

**千代田地区にあった
学習、登校支援の「ひ
たちの広場」の分室が
霞ヶ浦地区に設置され
ます。**
霞ヶ浦地区の保護者
や子ども達の要望でした。

**千代田地区にあった
学習、登校支援の「ひ
たちの広場」の分室が
霞ヶ浦地区に設置され
ます。**
霞ヶ浦地区の保護者
や子ども達の要望でした。

**千代田地区にあった
学習、登校支援の「ひ
たちの広場」の分室が
霞ヶ浦地区に設置され
ます。**
霞ヶ浦地区の保護者
や子ども達の要望でした。

**千代田地区にあった
学習、登校支援の「ひ
たちの広場」の分室が
霞ヶ浦地区に設置され
ます。**
霞ヶ浦地区の保護者
や子ども達の要望でした。

稲吉南28,000㎡市有地に 神立病院誘致へ 20,000㎡に神立病院施設！5月19日覚書！ ひとにやさしい、子育てしやすいまちづくりへ 小児科・産婦人科 新設を目指しています。



**5月24日市議会議員全員協議会
「神立病院と市が覚書締結」
市の説明概要**
稲吉2丁目市内の取得用地に係わる土地
利用について
所在地 市稲吉南二丁目2625番3
地積 28,366.12㎡ 地目宅地
左記病院からの申し出により、一部の土地
を病院敷地として貸し付けし、その他の土
地についても民間活力を活用する方向とし
たい。

立地(誘導)施設の方向性
①病院「医療法人社団青洲会 神立病院」
より20,000㎡を活用したい旨の申し出
があり、今後の基本協定書の締結に向けた
覚書を令和5年5月19日付で取り交わした。
②その他(約8,000㎡) 民間活力を活用
した様々な土地利用の可能性を検討する。
民間活力の利点
①病院の市内立地による市民の医療水準の
向上や周辺土地における民間事業者による
賑わいの創出など地域活性化や発展に繋が
る。②長期的な市の負担がなくなることに
より健全な財政運営が図られる。(イニ
シャルコスト(初期費用)やランニングコ
スト(維持管理費用等)③土地貸付による
貸付料収入や建物等の固定資産税の収入が
見込まれる。
補助事業について
正式に病院を立地することが決定した段階
において、事業計画の変更などの手続きに
ついて、国・県と協議を進める。

立地(誘導)施設の方向性
①病院「医療法人社団青洲会 神立病院」
より20,000㎡を活用したい旨の申し出
があり、今後の基本協定書の締結に向けた
覚書を令和5年5月19日付で取り交わした。
②その他(約8,000㎡) 民間活力を活用
した様々な土地利用の可能性を検討する。
民間活力の利点
①病院の市内立地による市民の医療水準の
向上や周辺土地における民間事業者による
賑わいの創出など地域活性化や発展に繋が
る。②長期的な市の負担がなくなることに
より健全な財政運営が図られる。(イニ
シャルコスト(初期費用)やランニングコ
スト(維持管理費用等)③土地貸付による
貸付料収入や建物等の固定資産税の収入が
見込まれる。
補助事業について
正式に病院を立地することが決定した段階
において、事業計画の変更などの手続きに
ついて、国・県と協議を進める。

立地(誘導)施設の方向性
①病院「医療法人社団青洲会 神立病院」
より20,000㎡を活用したい旨の申し出
があり、今後の基本協定書の締結に向けた
覚書を令和5年5月19日付で取り交わした。
②その他(約8,000㎡) 民間活力を活用
した様々な土地利用の可能性を検討する。
民間活力の利点
①病院の市内立地による市民の医療水準の
向上や周辺土地における民間事業者による
賑わいの創出など地域活性化や発展に繋が
る。②長期的な市の負担がなくなることに
より健全な財政運営が図られる。(イニ
シャルコスト(初期費用)やランニングコ
スト(維持管理費用等)③土地貸付による
貸付料収入や建物等の固定資産税の収入が
見込まれる。
補助事業について
正式に病院を立地することが決定した段階
において、事業計画の変更などの手続きに
ついて、国・県と協議を進める。

立地(誘導)施設の方向性
①病院「医療法人社団青洲会 神立病院」
より20,000㎡を活用したい旨の申し出
があり、今後の基本協定書の締結に向けた
覚書を令和5年5月19日付で取り交わした。
②その他(約8,000㎡) 民間活力を活用
した様々な土地利用の可能性を検討する。
民間活力の利点
①病院の市内立地による市民の医療水準の
向上や周辺土地における民間事業者による
賑わいの創出など地域活性化や発展に繋が
る。②長期的な市の負担がなくなることに
より健全な財政運営が図られる。(イニ
シャルコスト(初期費用)やランニングコ
スト(維持管理費用等)③土地貸付による
貸付料収入や建物等の固定資産税の収入が
見込まれる。
補助事業について
正式に病院を立地することが決定した段階
において、事業計画の変更などの手続きに
ついて、国・県と協議を進める。

立地(誘導)施設の方向性
①病院「医療法人社団青洲会 神立病院」
より20,000㎡を活用したい旨の申し出
があり、今後の基本協定書の締結に向けた
覚書を令和5年5月19日付で取り交わした。
②その他(約8,000㎡) 民間活力を活用
した様々な土地利用の可能性を検討する。
民間活力の利点
①病院の市内立地による市民の医療水準の
向上や周辺土地における民間事業者による
賑わいの創出など地域活性化や発展に繋が
る。②長期的な市の負担がなくなることに
より健全な財政運営が図られる。(イニ
シャルコスト(初期費用)やランニングコ
スト(維持管理費用等)③土地貸付による
貸付料収入や建物等の固定資産税の収入が
見込まれる。
補助事業について
正式に病院を立地することが決定した段階
において、事業計画の変更などの手続きに
ついて、国・県と協議を進める。

立地(誘導)施設の方向性
①病院「医療法人社団青洲会 神立病院」
より20,000㎡を活用したい旨の申し出
があり、今後の基本協定書の締結に向けた
覚書を令和5年5月19日付で取り交わした。
②その他(約8,000㎡) 民間活力を活用
した様々な土地利用の可能性を検討する。
民間活力の利点
①病院の市内立地による市民の医療水準の
向上や周辺土地における民間事業者による
賑わいの創出など地域活性化や発展に繋が
る。②長期的な市の負担がなくなることに
より健全な財政運営が図られる。(イニ
シャルコスト(初期費用)やランニングコ
スト(維持管理費用等)③土地貸付による
貸付料収入や建物等の固定資産税の収入が
見込まれる。
補助事業について
正式に病院を立地することが決定した段階
において、事業計画の変更などの手続きに
ついて、国・県と協議を進める。

立地(誘導)施設の方向性
①病院「医療法人社団青洲会 神立病院」
より20,000㎡を活用したい旨の申し出
があり、今後の基本協定書の締結に向けた
覚書を令和5年5月19日付で取り交わした。
②その他(約8,000㎡) 民間活力を活用
した様々な土地利用の可能性を検討する。
民間活力の利点
①病院の市内立地による市民の医療水準の
向上や周辺土地における民間事業者による
賑わいの創出など地域活性化や発展に繋が
る。②長期的な市の負担がなくなることに
より健全な財政運営が図られる。(イニ
シャルコスト(初期費用)やランニングコ
スト(維持管理費用等)③土地貸付による
貸付料収入や建物等の固定資産税の収入が
見込まれる。
補助事業について
正式に病院を立地することが決定した段階
において、事業計画の変更などの手続きに
ついて、国・県と協議を進める。

立地(誘導)施設の方向性
①病院「医療法人社団青洲会 神立病院」
より20,000㎡を活用したい旨の申し出
があり、今後の基本協定書の締結に向けた
覚書を令和5年5月19日付で取り交わした。
②その他(約8,000㎡) 民間活力を活用
した様々な土地利用の可能性を検討する。
民間活力の利点
①病院の市内立地による市民の医療水準の
向上や周辺土地における民間事業者による
賑わいの創出など地域活性化や発展に繋が
る。②長期的な市の負担がなくなることに
より健全な財政運営が図られる。(イニ
シャルコスト(初期費用)やランニングコ
スト(維持管理費用等)③土地貸付による
貸付料収入や建物等の固定資産税の収入が
見込まれる。
補助事業について
正式に病院を立地することが決定した段階
において、事業計画の変更などの手続きに
ついて、国・県と協議を進める。

立地(誘導)施設の方向性
①病院「医療法人社団青洲会 神立病院」
より20,000㎡を活用したい旨の申し出
があり、今後の基本協定書の締結に向けた
覚書を令和5年5月19日付で取り交わした。
②その他(約8,000㎡) 民間活力を活用
した様々な土地利用の可能性を検討する。
民間活力の利点
①病院の市内立地による市民の医療水準の
向上や周辺土地における民間事業者による
賑わいの創出など地域活性化や発展に繋が
る。②長期的な市の負担がなくなることに
より健全な財政運営が図られる。(イニ
シャルコスト(初期費用)やランニングコ
スト(維持管理費用等)③土地貸付による
貸付料収入や建物等の固定資産税の収入が
見込まれる。
補助事業について
正式に病院を立地することが決定した段階
において、事業計画の変更などの手続きに
ついて、国・県と協議を進める。

立地(誘導)施設の方向性
①病院「医療法人社団青洲会 神立病院」
より20,000㎡を活用したい旨の申し出
があり、今後の基本協定書の締結に向けた
覚書を令和5年5月19日付で取り交わした。
②その他(約8,000㎡) 民間活力を活用
した様々な土地利用の可能性を検討する。
民間活力の利点
①病院の市内立地による市民の医療水準の
向上や周辺土地における民間事業者による
賑わいの創出など地域活性化や発展に繋が
る。②長期的な市の負担がなくなることに
より健全な財政運営が図られる。(イニ
シャルコスト(初期費用)やランニングコ
スト(維持管理費用等)③土地貸付による
貸付料収入や建物等の固定資産税の収入が
見込まれる。
補助事業について
正式に病院を立地することが決定した段階
において、事業計画の変更などの手続きに
ついて、国・県と協議を進める。



⇨石岡市と小美玉市が使用して
いた**霞台旧施設**
解体費142,528千円をかすみが
うら市民に負担を求めている。
(市の考え方、監査報告4面へ)

比較表	概算費用	
	令和2年6月①	令和5年度予算②
解体費	7億7千万円	12億3千万円
当市負担	8900万円	1億4252万円
土地代	4億800万円	4億800万円
当市負担	9138万円	9138万円

倍に！
R5予算は解体費12.3億
土地負担金比較時の1.6
倍に！
解体費は土地負担金額と比
較され、承認される。

- R2.1.29 霞台事務局「旧施設解体、3市1町負担を提案」
坪井市長「既存施設の解体は3組合それぞれの
構成自治体で負担するものと考えていた。」
- R2.5.7 「霞台事務局に再協議を依頼」
- R2.6.1 組合事務局から資料を提出。土地負担金額が示
され「解体費を負担した方が負担は少ないと説
明」(一転)承認
霞台厚生施設一部事務組合令和5年度予算(左下
参照) R2.6.1の1.6倍の解体費が提案され議決。
- R4.9.27 宮嶋市長「解体に係わる負担金は支出できな
いと表明」(利用していた自治体で負担すべき)
- R4.10.31 住民監査請求「霞台旧施設解体調査設計業務委
託料に関する市負担分の支出命令をしてはなら
ない」
- R4.11.4 市監査委員から暫定的支払停止勧告(負担金の
うち解体設計に係わる負担金支払停止)

茨城県と本市の未来を考えるつどい 開催 5月10日 18時 千代田講堂

講師 **大井川和彦** 県知事 「茨城のこれからの方向へポストコロナ時代の茨城県政へ」

500席ほぼ満席の参加者が時間オーバーするも熱心に聞き入り、拍手
(TX延伸、シラスウナギ、霞ヶ浦二橋にも言及)

永栄偕倅 えい えい かい こう

発行責任者 設楽健夫
TEL 029-832-9620

広域行政推進
土浦市との合併協議会再開を
神立駅周辺5万都市建設へ

全会一致かすみがうら市議員政治倫理条例制定

2005年合併以来県南地区唯一の未制定を克服！市長等政治倫理条例6月議会制定へ 「利権忖度のない・公正・公平・公明」な市政へ！

令和5年3月24日、かすみがうら市議会政治倫理条例が制定されました。

令和5年2月22日「提出市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会設置について」が来栖文治議員他7名議員の連名で提出され、議会は全会一致で同委員会を可決設置、委員長に設楽健夫、副委員長に桜井健一議員、同3月3日「市議会議員政治倫理条例の制定について（市議員政治倫理条例議案）」が矢口龍人議員他7名の議員の連名で提出され、議会は、これを右の調査特別委員会に付託。

〈調査特別委員会報告〉
付託された（議案）について3月17日20日に渡り慎重に審査の結果（桜井健一議員から）修正案が提出され、全会一致をもって修正可決すべきものと決定しました。調査については引き続き調査することが必要と判断、継続審査となりました。

24日本会議で全会一致で可決され、合併後17年にして、県南地区全ての市町村で政治倫理条例が制定されることとなりました。

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例 全文 令和5年かすみがうら市条例第3号

（目的）

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

（議員及び市民の責務）

第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにするよう努めなければならない。

2 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚を持ち、議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。

- （1）第3条第1項第6号に規定する工事等の指名又は選定の依頼
- （2）市職員の採用に関する推薦又は紹介の依頼
- （3）道義的批判を受けるおそれのある寄附行為
- （4）その他飲食の供与等社会通念上疑惑をもたれるおそれのある行為

（政治倫理基準）

第3条 議員は、市政に携わる責務を深く自覚し、人格及び倫理の向上に努めるため、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1）市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- （2）全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- （3）政治活動に関する寄附行為について、政治的又は道義的批判を受けることをしないこと。議員の後援団体についても、同様とする。
- （4）市が行う認可、許可、命令に関して、特定の企業、個人、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- （5）一般職の職員の採用に関して、推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。
- （6）市が発注する工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して、特定の業者を推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。
- （7）市の機関の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- （8）セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、その他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

2 前項第4号から第8号までの規定は、市が関係する地方自治法

（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第221条第3項に規定する法人及び法第284条第1項に規定する組合についても適用する。

3 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、第5条に規定するかすみがうら市議会議員政治倫理審査会に出席し、自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

（市の工事等の契約に関する遵守事項）

第4条 議員の配偶者若しくは1親等の親族若しくは同居の親族若しくは議員等（以下「本人等」という。）が役員をしている企業又は実質的に経営に携わる企業は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が発注する工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約（1件の契約額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1号別表第5に掲げる額を超えない契約を除く。）への応募を辞退しなければならない。ただし、災害等で緊急を要するとき又は工事等の契約を辞退することにより市の行政執行若しくは市民生活に支障があるときは、この限りでない。

2 前項の「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）本人等が資本金その他これらに準ずるものの2分の1を超えて出資している企業。この場合において、本人等が複数のときは、その出資金の合計を基準とする。
- （2）本人等が年額300万円を超える報酬（顧問料等その名目を問わない。）を受領している企業。この場合において、本人等が複数のときは、その報酬の合計を基準とする。
- （3）本人等が経営方針に明らかに関与している企業

3 前2項に該当する場合において、議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって当該企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

4 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内に、議長に提出するものとする。

5 議員に係る辞退届については、議長は、その写しを市長に送付しなければならない。

（議会議員政治倫理審査会の設置）

第5条 議長は、審査請求があったときは、これを審査するため、速やかに議会にかすみがうら市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査会は、当該審査が終了するまで存続する。
- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、議員のうちから議長が指名する。
- 5 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。ただし、議員の資格を失ったときはその任期を終了する。
- 6 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により

これを定める。

7 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。

(会議)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前2項の規定にかかわらず、審査会は、審査の請求をされた議員(以下「被審査議員」という。)につき、第3条及び第4条の規定に違反し、この条例の遵守、出席自粛、役職辞任又は議員辞職の勧告、文書警告、全員協議会での陳謝その他の措置を審査の結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を要するものとする。

5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、被審査議員、審査請求をした者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

6 審査会は、審査に当たり、被審査議員が審査会に出席して又は書面による説明ができる機会を設けなければならない。

7 被審査議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。

8 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

(市民の調査請求権)

第7条 市民は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、法第18条に定める選挙権を有する市民500分の1以上の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。

2 議長は、前項の請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて、審査会に調査を求めるものとする。

(議長の調査依頼権)

第8条 議長は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反している疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。

(審査会の調査)

第9条 審査会は、第7条第2項及び前条の規定による調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定により調査結果の報告書の提出を受けたときは、10日以内に請求者に文書で回答しなければならない。

(議員の協力義務)

第10条 議員は、審査会から求めがあるときは、審査会に必要な資料を提出し、審査会の会議に出席して説明を行う等、調査審議に必要な協力をしなければならない。

(贈収賄罪の第1審有罪判決宣告後における説明会)

第11条 議長は、当該議員が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪により、第1審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職に留まろうとするときは、議長に市民に対する説明会の開催を請求することができる。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、釈明することができる。

2 市民は、前項の説明会において、議員に質問することができる。

3 市民は、第1項の説明会が開催されないときは、法第18条に定める選挙権を有する市民500分の1以上の連署をもって、議長に説明会の開催を請求することができる。

4 前項の請求は、第1審有罪判決の宣告の日から30日を経過した日以後20日以内に議長を通じて行うものとする。

(違反措置等)

第12条 議長は、議員が審査会の調査において政治倫理基準又は遵守事項に違反しているとの報告があったときは、その旨を議会報等で公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の際現に議員の職にある者に対する第4条の規定の適用については、同条第4項中「議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

3 第11条の規定は、この条例の施行日以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた議員について適用する。

議員の政治倫理条例の制定状況 (県南市町村比較)

市町村名	議員制定	資本金第4条	親等規制	報酬第4条(2)	市民の調査請求権	一体型
かすみがうら市市長等	R5	1/3以上	1親等	年額300万円以上	選挙有権者1/500以上	
かすみがうら市議員	R5	1/2以上	1親等	年額300万円以上	選挙有権者1/500以上	
土浦市	H10		1親等		100人	
石岡市	H18	1/3以上	2親等	年額300万円以上	選挙有権者200人	○
龍ヶ崎市	H23	1/3以上	2親等	年額200万円以上	100人	○
取手市	H25		1親等	年額60万円以上	1人	○
牛久市	H31	1/10以上	2親等	年額5万円以上	選挙有権者100人	
つくば市	H13	1/3以上	1親等	年額300万円以上	選挙有権者10人	
守谷市	H30	1/3以上	1親等	年額240万円以上	1人	
稲敷市	H22	1/3以上	2親等	年額5万円以上	1人	○
つくばみらい市	H19	1/3以上	1親等	年額5万円以上	選挙有権者1/200	○
美浦村	H15		1親等	年額300万円以上	村民100人	○
阿見町	H12	1/5以上	2親等	年額50万円以上	町民50人	○
河内町	H25		1親等	年額300万円以上	選挙有権者100人	
利根町	H18	1/5以上	2親等	年額5万円以上	選挙有権者1/100	○

かすみがうら市の市長等の政治倫理条例の議案審査特別委員会継続審査が行われ、全会一致で執行部から提出された議案が承認されました。6月議会に提案されます。

当市の政治倫理条例が市長等と議員が揃ってスタートすることになります。議員の政治倫理条例の制定状況と条例各項目の比較表の一部を掲載します。

審査会の設置において市長等 条例第5条3項「審査会の委員は5人以内とし、地方自治の本旨に理解があり、かつ、専門的知識を有する者及び法18条に定める選挙権を有する地方自治の本旨に理解があり、かつ、専門的知識を有する者市民のうちから、市長が公正を期して委嘱する。」とあります。議員条例第5条との整合性が課題としてあります。「地方自治の本旨に理解があり、かつ、専門的知識を有する者(弁護士)を含めた審査会は法令を遵守し公正公平に運用する上に必要なもの」と。

又議員の調査請求権について「議員にあつては、議員定数の1/8(御殿場市)牛久市は過半数」と定めています。検討が必要です。より良き市政を目指し、議論していく必要があります。

霞台厚生施設組合負担金に係わる

調査特別委員会設置

経緯等を詳らかにした上で、積極的に事態の打開に当たっていく必要があると思われることから3月24日設置されました。

市長「解体に係わる負担金は支出できない」と表明 (利用していた自治体で負担すべき)

「市の考え方」

- ①霞台旧施設はかすみがうら市は使用していないことから、解体費を負担する義務はない。「石岡市及び小美玉市がすべて負担すべきもの」
- ②負担合意に至る経過に対する疑義「かすみがうら市と茨城町が霞台組合加入する際に、土地の負担をしておらず、土地の負担金と解体費を比べたら解体費の方が安い」との資料を出され両首長は了承されている。
- (1) 解体費負担と土地負担は、全く別問題、その費用負担の比較すること事態が不合理
- (2) 土地の負担に関して、組合に加入する前に協議すべきで、認められない。
- (3) かすみがうら市は土地問題は解決しているとの立場だが、土地問題があるのであれば、解体費と切り離して協議すべきである。
- (4) 土地負担との比較で示された、解体費は現在大幅に増額されている。
- (5) 土地の鑑定をしておらず、土地負担額の妥当性に疑義がある。

監査委員会報告 (抜粋) 判断のまとめ (4) 令和4年12月13日

今回、請求の対象となっている施設は、石岡市並びに小美玉市の2市で使用されていた施設。その時点で、かすみがうら市が構成団体ではなかった。よってかすみがうら市民が、当該施設から何ら受益がなかったことは明白

地方財政法の趣旨から、旧施設の解体経費は、原因者であり受益者であった石岡市と小美玉市が負担すべきものである。更には、霞台厚生施設組合の旧施設の用地代と解体費を比較し、解体費の方が安価であるとの根拠で負担が決定されたようであるが、本来比較の対象にならない経費の大小での負担決定は地方財政法第28条の2及び地方自治法第232条を蔑ろにし、地方財政法が禁じている「その経費を負担すべきものとされている地方公共団体がその経費を負担するのが当然であり、他の地方公共団体にその負担を転嫁するようなことはあり得べきことではない。」(逐条解説242頁)「違法である。

決定方法は、正副管理者会議の合意のみで、かつその決定を補完する法的手続きもされていない。

なお、既に取得済みである霞台厚生施設組合の用地代については、平成27年度から構成員となった時点の経過を相互に確認し、構成4市町(議会を含む)の意見を聴いた上で別途判断すべきものと考えられる。

(5) 結論

霞台厚生施設組合旧施設解体に関する経費は石岡市及び小美玉市がすべて負担すべきものであり、かすみがうら市が当該負担金を支出する行為は地方財政法28条の2、地方自治法第232条に違反するものである。

よって、かすみがうら市長に対し、霞台厚生施設組合負担金のうち霞台厚生施設組合旧施設解体調査設計業務委託料に関する本市負担分を支出命令しないよう求める旨とを要する。

過疎対策 住みやすいまちづくりへ

乗合タクシー 一歩前進

高校生対策・コミュニティバス運行へ

「3月22日市民の会代表は宮嶋市長に利用料金の値下げと改善要望書について懇談しました。4月1日から300円に値下げ、都市整備課の方が要望を真摯に受け止めてくれました。」(市民の会)

乗合タクシーの制度改善を求める要望書

乗合タクシーを考える市民の会

2022年12月1日 代表 石井ヒロ江

記

1. 利用料金について、65歳以上者と高校生以下の利用料金を300円とすること。
2. 域外運行について 要望の強い、神立病院、土浦協同病院への域外運行を可能とすること。
3. 市内運行について 旧霞ヶ浦町地区と旧千代田町地区を常磐線(神立駅)で分断する現行の運行を改め、両地区への相互乗り入れ(一乗車による目的地までの運行)を可能とするとともに、利用料金の倍額化を行わないこと
4. 運行時間帯について 運行時間帯の拡張(例えば午前7時〜午後7時までとか)を検討すること
5. その他 市内における公共交通網を見直し、通勤・通学・日中の買い物・通院等に便利なコミュニティバスの運行等について検討する旨。

神立駅周辺雨排水対策 急がれる全体計画・財源確保と土浦市との具体的協議

左図は明治17年に作られた地図。鶴沼から国道6号線まで沼や湿地帯であったことがわかる。神立城付近は日立製作所建機の工場用地となり開発された。

土浦市の冠水、旧湿地帯の排水計画が進んでいる。鶴沼ー神立中央の雨排水路整備工事(出島用水路活用)は①一之瀬川の流下能力がないため鶴沼南の調整池整備3万m³、②雨水幹線整備(JR線横断水路拡幅工事(写真)③JR線上流部

神立駅周辺の冠水

土浦市の冠水、旧湿地帯の排水計画が進んでいる。鶴沼ー神立中央の雨排水路整備工事(出島用水路活用)は①一之瀬川の流下能力がないため鶴沼南の調整池整備3万m³、②雨水幹線整備(JR線横断水路拡幅工事(写真)③JR線上流部



土浦市の冠水雨排水路は、菱木川の雨排水引き込み能力に左右される。下稲吉地区は都市計画税の導入をふくむ長期財政計画をたてた、都市排水路計画が求められている。

急がれる菱木川JR線横断路拡幅工事

菱木川は逆西排水区の放流先となっており下稲吉の排水が合流するJR排水路が流れ込んでいる。ここを公共下水道施設として整備を行い、公的な菱木川最上流区まで整備することで公共下水道逆西排水区の排水がより効果的に流れる。

公共下水道雨水幹線として一体整備を検討すべきである。(調査報告書から抜粋)

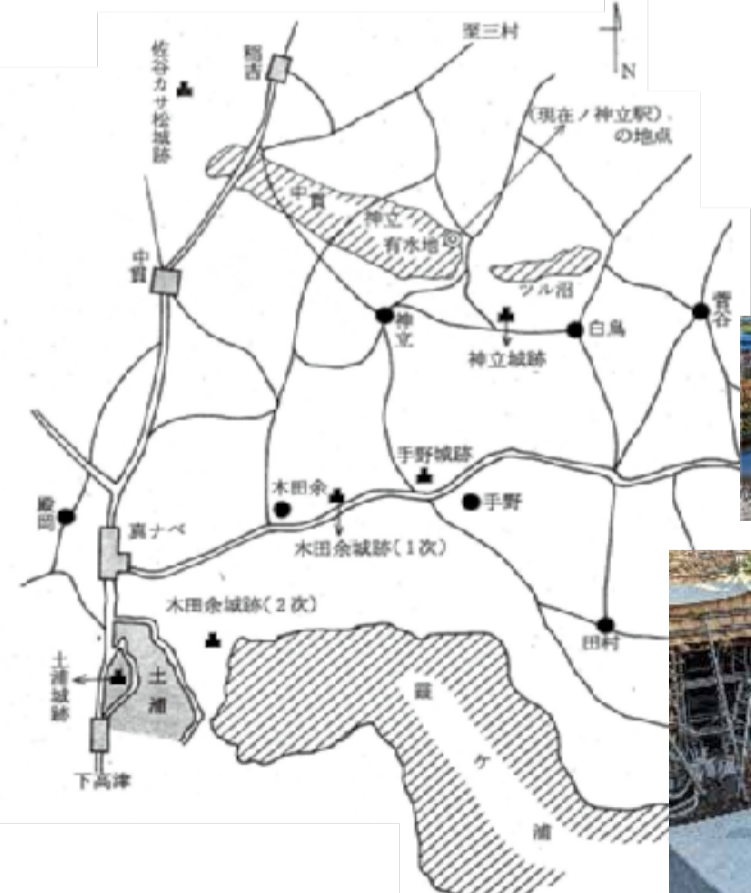
神立駅周辺の冠水

土浦市の冠水雨排水路は、菱木川の雨排水引き込み能力に左右される。下稲吉地区は都市計画税の導入をふくむ長期財政計画をたてた、都市排水路計画が求められている。

急がれる菱木川JR線横断路拡幅工事

菱木川は逆西排水区の放流先となっており下稲吉の排水が合流するJR排水路が流れ込んでいる。ここを公共下水道施設として整備を行い、公的な菱木川最上流区まで整備することで公共下水道逆西排水区の排水がより効果的に流れる。

公共下水道雨水幹線として一体整備を検討すべきである。(調査報告書から抜粋)



神伊能忠敬の地図は、陸地と主要街道だけだったが、此の地図は、明治十七年(一八八四)、正式測量がようやく緒についた日本で初めてつくられた地図である。(平凡社版)